

傷害総合保険の改定内容について（2007年8月）

1. ケガの補償に関する改定内容

補償内容	対象者	改定項目	改定内容
普通保険約款	全てのお客様	代理請求人制度	新設 ケガの補償（特約により疾病が補償される場合は疾病による補償を含みます。）に関し、被保険者（保険の補償を受けられる方）が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるべき被保険者の代理人（後见人など）がいらっしゃらないときは、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内の親族の方が、代理請求人として保険金を請求できるようになりました。
		支払責任の範囲	縮小 細菌性食中毒については従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、ウイルス性食中毒についても保険金のお支払いの対象外としました。
		保険金をお支払いできない事由	明確化 自動車、原動機付自転車、モーターボート、ゴーカートなどの乗用具を用いて競技、競争、興行または試運転（「競技等」といいます。）をしている間のケガは従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、競技場において競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用（フリー走行など）している間のケガについても保険金のお支払いの対象外となることを明確化しました。 また、自動車または原動機付自転車を用いて道路上で競技等を行う場合には、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行っている間のケガが保険金のお支払いの対象外となることを明確化しました。 酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間のケガは従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、酒に酔った状態とは、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」であることを明確化しました。 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛に関して、保険金をお支払いできない場合を「頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの」と定め、明確化しました。
	一般補償タイプのお客様	保険金をお支払いできない事由	明確化 従来から保険金をお支払いすることができない危険な運動中のケガについて、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、スケルトンをしている間のケガを追加しました。また、同様に保険金をお支払いできない運動として列挙している超軽量動力機搭乗中のケガには、パラシュート型超軽量動力機（パラブレンなどをいいます。）搭乗中のケガが含まれないことを明確化しました。
			変更 航空運送事業者の路線航空機以外の航空機を操縦している間のケガについては、所定の割増保険料のお払込みのないかぎり、保険金のお支払いの対象外としていましたが、職務として操縦している間のケガは割増保険料をお払い込みいただかなくとも保険金のお支払いの対象とすることとしました。なお、職務外の場合は従来どおり割増保険料が必要となります。
	交通傷害限定補償タイプのお客様	交通傷害限定補償タイプのお客様	支払責任の範囲
交通乗用具の範囲			明確化 交通乗用具の範囲には、歩行補助車（シニアカーなど、原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。）を含み、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）は除外されることを明確化しました。
学校管理下中細菌性およびウイルス性食中毒担保特約（S2）	特約を付帯したお客様	特約の名称	— 「学校管理下中細菌性食物中毒担保特約条項」を「学校管理下中細菌性およびウイルス性食中毒担保特約条項」に改めました。
		支払責任の範囲	拡大 普通保険約款でウイルス性食中毒が保険金のお支払いの対象外となったことを受け、この特約を付帯することにより、学校管理下においては、細菌性食中毒に加えてウイルス性食中毒についても保険金をお支払いすることとしました。
特定感染症危険担保特約（後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金担保用）（F6）	特約を付帯したお客様	保険金の算出方法	明確化 葬祭費用については300万円を限度に実際に負担された費用を保険金としてお支払いしますが、他の保険契約により同様な保険金が支払われる場合には、この保険契約と他の保険契約とで保険金を分担してお支払いすることを明確化しました。
交通事故傷害増額支払特約（2倍支払）（S5） 死亡保険金および後遺障害保険金のみの交通事故傷害増額支払特約（2倍支払）（F9）	特約を付帯したお客様	支払責任の範囲	明確化 保険金の倍額支払の対象となる運行中の交通乗用具に「搭乗中」のケガについて、交通乗用具の正規の搭乗装置・その装置のある室内（隔壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中のケガであることを明確化しました。また、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合は倍額支払の対象とならないことを明確化しました。
		保険金をお支払いできない事由	明確化 自動車、原動機付自転車、モーターボート、ゴーカートなどの乗用具を用いて競技、競争、興行または試運転（「競技等」といいます。）をしている間のケガは従来より保険金の倍額支払の対象外となっておりますが、競技場において競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用（フリー走行など）している間のケガについても保険金の倍額支払の対象外となることを明確化しました。 また、自動車または原動機付自転車を用いて道路上で競技等を行う場合には、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行っている間のケガが保険金の倍額支払の対象外となることを明確化しました。
		交通乗用具の範囲	明確化 交通乗用具の範囲には、歩行補助車（シニアカーなど、原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。）を含み、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）は除外されることを明確化しました。

（注1）補償内容欄に記載された2桁の英数字は特約の記号です。

（注2）網がけ部分の改定内容については、現行商品と比べ、補償範囲が縮小になります。

傷害総合保険の改定内容について（2007年8月）

下肢事故による通院 保険金増額支払特約 条項 (F P)	特約を付帯 したお客様	保険金の 算出方法	明確化	事故形態や日数により通院保険金日額を倍額にしてお支払いするタイプまたは特約を付帯されたご契約にこの特約(ケガをされた部位またはその一部が下肢※であったときには、1日につき、通院保険金日額の1.2倍の額を通院保険金としてお支払いします。)を付帯された場合で、かつ、それらの倍額支払の対象となる事故により下肢にケガをされた場合に、通院保険金をお支払いする際の通院保険金日額に対する倍率を次のとおり明確化しました。 ※下肢とは「脚および足」をいいます。 ・顔面倍額払タイプの契約で上記に該当する場合の倍率は2.2倍 ・入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約を付帯された契約で上記に該当する場合の倍率は最初の7日間は2倍、8日以降は1.2倍 ・他の特約(交通事故増額支払特約、就業外傷害倍額支払特約および学校管理下外の倍額支払に関する特約)を付帯された契約で上記に該当する場合の倍率は2.4倍
---------------------------------------	----------------	--------------	-----	--

(注) 補償内容欄に記載された2桁の英数字は特約の記号です。

2. 賠償責任の補償に関する改定内容

補償内容	対象者	改定項目	改定内容
レンタル用品賠償 責任担保特約 (E 5) 受託品賠償責任担保 特約 (R 1)	特約を付帯 したお客様	保険金をお 支払いでき ない事由	明確化 酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故は従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、酒に酔った状態とは、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」であることを明確化しました。

(注) 補償内容欄に記載された2桁の英数字は特約の記号です。

3. 不測の出費の補償に関する改定内容

補償内容	対象者	改定項目	改定内容
救護者費用等担保 特約 (6 8)	特約を付帯 したお客様	支払責任の 範囲	縮小 細菌性食中毒については従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、ウイルス性食中毒についても保険金のお支払いの対象外としました。
		保険金をお 支払いでき ない事由	明確化 酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間のケガは従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、酒に酔った状態とは、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」であることを明確化しました。 従来から保険金をお支払いすることができない危険な運動中のケガについて、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、スケルトンをしている間のケガを追加しました。また、同様に保険金をお支払いできない運動として列挙している超軽量動力機搭乗中のケガには、パラシュート型超軽量動力機(パラブレンなどをいいます。)搭乗中のケガが含まれないことを明確化しました。 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛に関して、保険金をお支払いできない場合を「頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの」と定め、明確化しました。
			細菌性食中毒については従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、ウイルス性食中毒についても保険金のお支払いの対象外としました。
キャンセル費用担保 特約 (E 6) 余暇活動関連費用 損害担保特約 (X 9) 介護諸費用担保特約 (T 6・T 7 T 8・T 9)	特約を付帯 したお客様	支払責任の 範囲	縮小 細菌性食中毒については従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、ウイルス性食中毒についても保険金のお支払いの対象外としました。
		保険金をお 支払いでき ない事由	明確化 酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間のケガは従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、酒に酔った状態とは、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」であることを明確化しました。 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛に関して、保険金をお支払いできない場合を「頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの」と定め、明確化しました。
ホームヘルパー費用 担保特約 (9 6)	特約を付帯 したお客様	保険金をお 支払いでき ない事由	明確化 自動車、原動機付自転車、モーターボート、ゴーカートなどの乗用具を用いて競技、競争、興行または試運転(「競技等」といいます。)をしている間のケガは従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、競技場において競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用(フリー走行など)している間のケガについても保険金のお支払いの対象外となることを明確化しました。 また、自動車または原動機付自転車をを用いて道路上で競技等を行う場合には、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行っている間のケガが保険金のお支払いの対象外となることを明確化しました。
育英費用担保特約 (H 6) 学業費用担保特約 (H 7) 被害事故担保特約 (F M)	特約を付帯 したお客様	支払責任の 範囲	縮小 細菌性食中毒については従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、ウイルス性食中毒についても保険金のお支払いの対象外としました。
		保険金をお 支払いでき ない事由	明確化 酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間のケガは従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、酒に酔った状態とは、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」であることを明確化しました。

(注1) 補償内容欄に記載された2桁の英数字は特約の記号です。

(注2) 網がけ部分の改定内容については、現行商品と比べ、補償範囲が縮小になります。

傷害総合保険の改定内容について（2007年8月）

4. 家財・身の回り品の補償に関する改定内容

補償内容	対象者	改定項目	改定内容	
住宅内生活用動産 担保特約 （X7） 学生生活用動産担保 特約 （E9） 携行品損害担保特約 （64） 携行品損害担保特約 （時価支払用） （FF）	特約を付帯 したお客様	保険金をお 支払いでき ない事由	明確化	酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故は従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、酒に酔った状態とは、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」であることを明確化しました。

（注）補償内容欄に記載された2桁の英数字は特約の記号です。